

令和4年12月16日

宮城県知事
村井 嘉浩 殿

「子育て先進県みやぎ」の実現に向けた要望

宮城県市長会

会長 大崎市長 伊藤 康志

宮城県内 14 市の振興については、平素から格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、宮城県の合計特殊出生率は 20 年前には全国平均を上回っていたものの、その後低下の一途を辿り令和 3 年には 1.15 となり、3 年連続で全国 46 位と危機的状況にあります。

こうした中、宮城県内各市が一丸となって子育て支援策を強化し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進していくため、宮城県市長会では第一弾として「子どもの医療費助成の地域間格差の解消に関する緊急要望」を去る 8 月 31 日に提出したところであります。

今回第二弾として、「子育て先進県みやぎ」を目指した取り組みについて、県内各市からの要望を取りまとめましたので、この実現方について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

「子育て先進県みやぎ」の実現に向けた要望 目次

子ども医療費助成の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
医療環境の充実および妊産婦医療費助成について・・・・・・・・	2
学校給食費の無償化について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
保育環境の充実および子育て世帯の負担軽減について・・・・・・・・	4
宮城県小学校入学準備支援事業補助金の拡充について・・・・・・・・	5
次世代を担う子どもの人材育成事業について・・・・・・・・	6
障害のある児童への支援の拡充について・・・・・・・・	7
任意予防接種費用の助成について・・・・・・・・	8
義務教育学校等に対する包括的な支援等について・・・・・・・・	9
出生率向上に向けた各種施策について・・・・・・・・	11

子ども医療費助成の拡充について

子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であり、子育て支援施策の大きな柱となっている。

県内では、すべての市町村で単独事業として対象年齢の拡大等を行っているが、各市町村の財政的事情等により地域間で格差が生じている。

県においては平成 29 年度から対象年齢が引き上げられたところではあるが、一層、安心して子どもを産み育てる環境を整備し地域間格差を解消するため、下記の事項について要望する。

記

- 1 市町村による格差を是正するため、通院・入院ともに県の補助年齢を 18 歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。
- 2 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

医療環境の充実および妊産婦医療費助成について

産科・産婦人科・小児科の医療機関数は減少傾向が続いており、医師の高齢化により医療機関の減少が課題となっている。加えて、発達障害児を専門に診察できる医療機関が少なく、予約が取れないため受診できず発達支援に支障が生じている。

また、妊産婦医療費助成制度は、栃木県で全国に先立ち昭和48年に設置されており、一部の市区町村で設置されている都道府県もあるが、都道府県内の全ての自治体にて設置されているのは、現在でも、全国で5県である。

一方、乳幼児医療費助成制度は、子育て支援策の一つとして全国すべての自治体で設置されており、我が国では全ての乳幼児の保険診療費は無料となっており、自治体によっては高校生にも拡大され子育て支援に有用なことは明らかである。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の施策が開始されており、成育基本法が掲げる妊娠期からの切れ目のない支援のために、更なる妊娠・出産にも目を向けた支援が望まれる。

晩婚化の傾向にある昨今、高齢妊娠や合併症を有する妊婦など、保険診療を必要とする妊産婦が増えている状況があるため、妊産婦の方々、とりわけ妊娠中から出産において何らかの疾病により治療を要するの方々には、保険診療費の負担がなくなるため、心強い助けとなる。

こうしたことから、下記の事項について要望する。

記

- 1 少子化対策、子育て支援のため、妊産婦・小児における医療環境の充実を図ること。
- 2 妊産婦医療費助成制度を安心して妊娠・出産できる環境の整備としての施策に位置づけ導入すること。

学校給食費の無償化について

日本国憲法では、義務教育は無償とするとされている。また、学校給食は食育の生きた教材として位置付けられ、重要な教育活動（義務教育）の一環とされている。

しかし、文部科学省が実施する「子どもの学習費調査」（平成 30 年度調査）によれば、保護者が 1 年間に支出する子ども 1 人当たりの学習費は、公立小学校では学校教育費 63,102 円に加えて学校給食費 43,728 円、公立中学校では学校教育費 138,961 円に加えて学校給食費 42,945 円となっており、保護者が負担する費用の中で、学校給食費の比率は高い状況である。

学校給食の食材分については、多くの自治体で保護者負担としているが、コロナ禍における原油価格・物価高騰を背景に、学校給食の食材購入も影響を受け、学校給食摂取基準に即した適切な提供のためには、学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況にもあり、その負担はさらに増加することが想定される場所である。

これを受け、一部の自治体の子育て支援等として学校給食費の無償化を独自に進め、広がりを見せているが、自治体間で教育環境に格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

このことを踏まえ、子どもを安心して産み育てられる環境を確立するためにも、下記の事項について要望する。

記

- 1 児童生徒に栄養バランスのとれた給食の提供と、保護者の経済的負担を軽減するために、本県の市町村において給食費の無償化または助成に対する財政的支援を行うこと。
- 2 国策として全国一律に学校給食費の完全無償化を実施するよう、県全体で国へ強く要望すること。

保育環境の充実および子育て世帯の負担軽減について

2019年に始まった国の幼児教育・保育の無償化により家計の負担は軽くなったが、3歳児から5歳児の副食費（おかず代4,500円）は保護者負担である。また、保育料について0歳児から2歳児は無償化の範囲外である。

あわせて、子どもを産み育てやすい環境をつくるには、子育て中の親がいつでも児童福祉施設を利用できるよう、子どもに携わる職員（保育士、児童厚生員）の人数を増やす必要がある。

さらに、急激に少子化が進む市町村にあっては保育事業への民間事業者の参入は難しいため、公設の保育所や認定こども園を整備する必要がある。しかし、公設の保育所（保育所機能部分）は保育園就学前・保育施設整備交付金の対象外となっている。

これらを踏まえ、子どもを安心して産み育てられる環境を確立するためにも、下記の事項について要望する。

記

- 1 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、3歳児から5歳児の副食費を助成すること。
- 2 子育て世帯へのさらなる負担軽減を図るため、第2子以降の保育料（0～2歳児クラスの利用者負担額）を無償化（生計が同一世帯であれば第1子の年齢や所得による制限なし）すること。
- 3 県独自の補助金制度を創設し、子どもに携わる職員（保育士、児童厚生員）の処遇改善に取り組むこと。
- 4 公設の保育所（保育所機能部分）整備に係る県独自の補助制度を創設し、市町村を財政的に支援すること。

宮城県小学校入学準備支援事業補助金の拡充について

全国的に少子化が進み、子の出生数が減少している現状があり、少子化対策の推進および子育て家庭における経済的負担の軽減を図る必要がある。

平成 29 年度から県内すべての市町村で小学校入学準備支援事業が実施されており、県の補助は 3 万円を上限として半額を補助している。県内の状況では、第 3 子以降に支給しているのが 27 市町（77.1%）、市町村独自の支援として第 1 子から支給しているのは 8 市町（22.9%）である。

このことを踏まえ、下記の事項について要望する。

記

- 1 宮城県小学校入学準備支援事業補助金を活用し、県内市町村が実施する小学校入学祝金支給事業について、交付対象を「第 3 子以降」から「小学校に入学した子全員」に拡充すること。

次世代を担う子どもの人材育成事業について

多様化する社会において次世代を担う子どもの将来の進路選択やライフプランを描いていくことに際しては、経験や興味・知識を持つ機会の提供を行うことが重要である。

各自治体においては、子どもの可能性を広げるため、企業や大学、学術団体等との連携により、職場見学や工場見学、学生交流会、実験教室、インターンシップなどを実施している。

さらには、幼少期に触れる機会の提供として科学館、博物館体験の機会の提供、東北大学をはじめとする大学連携等による事業を実施し、将来を担う子どもの人材育成へ繋げている。

また、将来の結婚・妊娠・出産・子育てに関し、自分事として考える場として、中学生を対象に助産師・保健師による講座を実施している自治体もある。

これらは思春期に心身の変化や性に関する正しい知識を身につけ、他者への思いやりや自分を産み育ててくれた親への感謝の気持ちを表すなどの効果が見られている。

このことを踏まえ、下記の事項について要望する。

記

- 1 将来を担う子どもの人材育成事業を、より多くの他市町村を会場として実施するため、県として支援を行うこと。
- 2 将来の結婚・出産を促すため、高校生を対象とした助産師・保健師による講座を実施する等、県内全域で取り組むこと。

障害のある児童への支援の拡充について

発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒は増加の一途を辿っている。特に、通常学級と特別支援学級の間位置付けられる割合が増加しており、こうした中間層（グレーゾーン）への十分な支援が不足している現状にある。

特別な支援を要する児童生徒が一定数在籍する通常学級や特別支援学級では、担任教員だけでクラスを運営することが難しく、市では学校補助員を配置し、学校生活を支援するとともに、個々のケースに応じた、きめ細かな学習指導や生活指導を行っている。

県内自治体では、一般財源で特別支援教育支援員（会計年度任用職員）の配置や教育支援体制整備事業費補助金の活用によるスクールサポートスタッフの配置などにより対応してきたが、当該補助金の上限額が年々減額されたことから、今年度は止む無く見送らざるを得ない状況となっている。

また、平成24年の改正児童福祉法以来課題となっている児童発達支援センターの整備や、セルフプラン率の高い障害児を計画相談へ移行させる施策の実施が求められている。

さらに「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年に施行された医療的ケア児の支援に関しては、宮城県医療的ケア児支援促進モデル事業が実施されている。

こうした状況に加え、教員の多忙化が社会問題になっている現在、当該補助金のさらなる拡充や特別支援教育支援員への新たな補助制度の創設等により、必要な人員を配置しやすい財政支援を要望する。

このことを踏まえ、下記の事項について要望する。

記

- 1 教育支援体制整備事業費補助金のさらなる拡充や特別支援教育支援員への新たな補助制度の創設等により、必要な人員を配置しやすい財政支援を行うこと。
- 2 県費負担教員の増員及び学校補助員（支援員）の財政的支援を行うこと。
- 3 障害児支援の中核を担う児童発達支援センターの整備に向けた施策の拡充や、相談支援事業所の増嵩への支援、医療的ケア児への支援の拡充等により、障害児に対する支援全般の拡充を行うこと。

任意予防接種費用の助成について

予防接種法により定められている定期予防接種は、接種費用が原則として公費で負担されるため、無料で接種を受けることができる。

一方、定期予防接種以外の任意予防接種については、本人又は保護者の意志と責任で接種を受け、接種を受ける場合には接種費用の全額を原則、自己負担しなければならないため、接種を希望する方にとって大きな負担となっている。

主な子どもの任意予防接種として、おたふくかぜやインフルエンザの予防接種があげられるが、県内の市町村においては、一部又は全額の公費助成を行う市町村や助成を行わない市町村もあり、それぞれが実情に応じた対応を実施している。

定期接種のワクチンと任意接種のワクチンに原則差はないものとされている。両者の差は、あくまでも制度上のものであり、共に重要なワクチンであるので、接種できる時期がきたら、確実に接種しておくことが重要と考える。

このことを踏まえ、下記の事項について要望する。

記

- 1 県内のすべての市町村において、任意の予防接種について公費助成を行えるような助成制度の制定について検討を行うこと。

義務教育学校等に対する包括的な支援等について

小・中学校のいわゆる義務教育学校において、各自治体では様々な取り組みを実施しているところではあるが、未だに多くの課題を抱えている現状がある。

一例としては、コロナ禍以降県内小中学校における不登校出現率は大幅に増加している。このような状況を踏まえ、富谷市では、誰一人取り残すことない教育の実現に向けて、令和3年度より「心のサポート機能・適応サポート機能・学びサポート機能」を一体化した教育支援センターを新設し、さらに令和4年度より東北初の不登校特例校を開設するなど各自治体単位では多様な取り組みを行っている。

また、教員不足も深刻である。年度途中の産休や育休、病休等で休む教員の代替がほとんど見つからない状況となっている。休んでいる教員の代替は、学校内で穴埋めするしか方法がない。このことにより、教員の負担が増えることに加え、子どもたちにしっかり向き合うことが難しい状況さえ生じている。

さらに、GIGAスクール構想によって、児童生徒一人に一台のタブレット端末が整備され、同時にネットワーク環境も整備されたことにより、ICT教育を実施するための条件が整った。併せてこれまでも宮城県教育委員会や宮城県総合教育センターによる様々な研修が計画・実施され、一人一人の教員の指導技術も向上している。しかしながら、全ての教員がICTを生かした授業を行えるまでには至っていない現状である。

これらの広範かつ複合的な課題を解決するためには、各自治体単独での取り組みだけでなく、県全体としての対策や支援が不可欠である。

これらを踏まえ、下記の事項について要望および提案する。

記

- 1 不登校の子どもたちが前に進むきっかけとなる居場所として、個々に寄り添った支援を行いながら、社会的な自立に結び付けていくため、施設運営に係る継続的な財政支援や県費教員の充実などの更なる支援を行うこと。
- 2 県内市町村が設置する教育支援センターに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、または配置に必要な財政措置を講じること。
- 3 法令により、1学級の生徒数の標準が40人とされている公立の中学校の学級編制について、第1学年の生徒数基準を35人とする「学級編制弾力化（少人数学級）事業」を実施しているが、東北の他県等では、すでに全学年を対象とした独自の少人数学級施策を実施していることから、宮城県においても当事業の対象学年を中学校の全学年へ拡大することを検討すること。
- 4 県費職員の欠員を解消できるよう、早急に教員を確保すること。

- 5 全ての教員がICTを生かした授業を行えるように、宮城県全体として様々なレベルを対象とした教員研修を行うこと。
- 6 1人1台端末の活用がより活発化し、端末活用フェーズが「日常化」に上がることを踏まえ、教育委員会内に学校DX支援リーダー（ICT支援員リーダー）の配置及び配置に必要な財政措置を講じること。

出生率向上に向けた各種施策について

宮城県の合計特殊出生率は20年前には全国平均を上回っていたものの、その後低下の一途を辿り、全国平均からの乖離が拡大し、令和3年には1.15となり3年連続で全国46位と危機的状況にある。

今後効率的かつ効果的な施策を講じるに当たり、まずは本県の合計特殊出生率が低い要因を把握する必要がある。

また、各自治体の人口推移によると年少人口、生産年齢人口の割合が減少しており特にこれから結婚し、子育てがスタートする20歳～30歳代における都市部や首都圏への転出が顕著となっている。

子どもを安心して産み、育てるために結婚から妊娠、産前・産後までを含めた時期に応じた包括的な支援のための施策を講じるため、下記の事項について要望する。

記

- 1 各市町村がそれぞれ調査するのではなく、県域内の子ども施策を統一的に展開するためにも、県により要因調査業務を実施した上で、具体的な取組方針を示すこと。
- 2 結婚を希望する若い世代の出会いの機会拡大のため、AIマッチングシステムによる「みやマリ！」ならびに対面・伴走型の「婚活サポートセンター」を両輪とし、県の支援を充実すること。
- 3 市の活力の源となる20歳～30歳代の子育て世代に対する定住・移住に向けた仕掛けづくりとして、市内にマイホームを購入された方に対する補助等の子育て世代に対する更なる支援を検討すること。
- 4 令和4年度から保険適用となった特定不妊治療（体外受精や顕微授精等）に併せて行われる保険適用外の先進的な不妊治療に対する治療費の助成を行うこと。
- 5 県内市町村が実施している産後ケア事業について、事業形態（宿泊型・ディサービス型・アウトリーチ型）の調査を行うとともに、市町村にも実施の希望を取ったうえで、県で集合契約を実施すること。また、市町村が実施している事業費の補助も行うこと。
- 6 結婚・出産・育児などで離職し、再び働きたいと考えている女性に対する就職相談や、職場復帰・再就職準備に向けた講座開催などの就職支援事業を実施すること。
- 7 マザーズハローワークへ行くこと自体が困難な子育て世代が参加しやすい環境づくりとして出張マザーズハローワークを実施すること。

宮城県市長会名簿

職名	氏名	役職
大崎市長	伊藤康志	会長
気仙沼市長	菅原茂	副会長
富谷市長	若生裕俊	副会長
名取市長	山田司郎	副会長
仙台市長	郡和子	
石巻市長	齋藤正美	
塩竈市長	佐藤光樹	
白石市長	山田裕一	
角田市長	黒須貫	
多賀城市長	深谷晃祐	
岩沼市長	佐藤淳一	
登米市長	熊谷盛廣	
栗原市長	佐藤智	
東松島市長	渥美巖	